

明日天氣が宜しければ三たび圓タクを奮發して阪神、神明の國道を飛ばせて見るつもり。又々どんな邪魔物にぶ

つかるやら心配な事である。(四月七日夜記)

政海の凝視

白洋漁夫

議政を凝視したるときに堂々たる衆議院が如何にも無力に無爲に無能に映ぜられたことは前號に投稿したが翻つて政海を見つむるときに我輩の眼底に如何なる印象をか投影せらるるか考へて見たい。次の政權獲得の爲めに政友會は軍部に對する諒解を求め地方の産業資本家中小商工業者地主階級にも渡をつけて居るが更らに大資本家連中が既成政黨を通じて政治上に資本家財

閥として其の威力を示すよりは直接時の政府者に對し働きかけることが遙かに捷徑であることを自覺し高橋藏相三土鐵相山本内相達に黨籍離脱さへ勸説せる者があることを耳にしたので工業俱樂部を中心とせる大資本家財閥組に向つて秋波を送つておると傳へられて居る、其の眞偽は我輩の窺知することを得ない處であるが政友會最負の一人は如何にも憤慨して「政友會の此頃

の行動は政權獲得にあせりにあせるので此行動を見ると不快極まる」と言つた事を耳にした、三百の議員を有し議院内では爲さんと欲して爲し能はざる處なき第一黨として其の眞意が那邊に存するかは判明しないが兎にも角にも議會を唯一の舞臺とせる政黨として其無力振を發揮するものとの觀察を下さるゝのは必然的である。此事象を見れば政海の指導能力は必しも多數黨に非らざることを證明したるものにあざむるか非か。又眼を轉じて第二黨たる民政黨を觀るに隱忍自重所謂十年の苦節を確守したる體験に出でたる態度なるか否は推知することを得ざるも唯政權が政友會に獲得せられざらんことを望むが爲めに政黨の威力を發揮すること

を爲さず、所謂非常時内閣——憲政の常道に反する内閣に對し曾ては護憲三派と稱して清浦内閣を重壓した政治家の多數を包容する民政黨が一にも二にも現内閣に追隨し擁護し其命長からんことを求めて暗々裡に策動之れ努むる所あるは如何なる失態であるか、政黨非認主義に變節したるに非らざる限り政權を政黨に取り戻すことに勇往邁進することこそ彼黨を離脱して國民同盟を組織せる安達氏一派に對しても努力せねばならぬ重要事ではなからうか。縱令一時政友會が内閣を組織することあるも國民全體は決して永年之を放任し置くべきものでない、此は既往に於ける我邦政海に去來した歴史的事實に依つて一目瞭然である、然るを非政黨

主義の内閣所謂寄合世帯内閣に愛嬌を捧げ、之れが永續を策するに至つては無爲無策の甚しきものであつて、政治に興味を有する者に取つては如何にも情けなき舉動であると言はれて居る、我輩は政海に於ける政黨の威力衰へたるかの感を禁ずる能はざるものである、縱令時に政黨力を發揮するが如く視ゆるも之れ彼の飯を吐いて蜂と爲す葛仙翁の戲術に過ぎざるの感がする。兩大政黨の動作は右の如きものである、國民が政黨に厭き、政黨を輕視し政黨に信を置かず、政黨を離れんことを望む者漸次多きに趣きつゝあるの實情はまた見逃すべからざる現象である。更らに我輩は政黨以外に轉視するときにソソジヨ其處らにヒットラーを

慕ひ、ナチス運動を夢みる者、ムツツリニーに倣ひ、ファシヨ運動に憧るる徒の少からざるを知り得るのである。思想は中庸を重んじ、運動は中正を要とし、政治は一國々民を安堵と幸福に導くに在る、ルソーの民約説を政治の眞理なりと信じ、マルクスを救世主なるが如く崇め、レニンを人類の守護神として禮拜するが如き直譯的極左主義者は我國民の精神に背戾することの甚しきものたることは言ふを要しないが去りとして反譯的極右主義もまた我國民の進歩的民族性に協調し得る主義でもない、此の兩主義の彼は非にして之も是ならざるは其の揆を一にする處である、考察茲に至つて我政海は如何に成り行くべきであらうか、何人が指導

の位地に立て四海波をおだやかならしむるであらうか。

本年三月二十七日の大詔に

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ搭循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

とある、此大詔を拜誦して誰れか感泣せざらん何人か反省熟慮せざるものなからんやである。「文武互ニ其ノ職分ニ搭循シ」との聖旨には軍部も文官も共に各其の職分を恪守して互に相干犯

することの如きは嚴に之を愼まねばならぬ、若し否らざるに於ては不臣の咎は逃るゝに途なかるべきものである、寤寐顛沛にも決して忘却してはならぬ、又我々日本國民は正を履み中を執つて一方に偏してはならぬ、妄りに自己の意見を固執し之れに反するの意見を有するものをば嚴密に考究闡明することを爲さずして直感的に非國民なるが如く取扱ふことは深く愼しまねばならぬ、例へば人類の平和を主張する者が偶非戰論を唱へたとするも之れを以て日本國民にあらずと斷ずるが如き、又我國民精神とは絶対に相容れざる主義を主張する者に對し國法の嚴存するに拘はらず妄りに私刑を施し自ら國法を紊る者の如きは斷じて許すべからざ

る所業である。彼の内閣告諭の中に「舉國一心皆其ノ本務ニ勵精シ大ニ綱紀ヲ張り嚴ニ荒怠ヲ戒メ固陋ノ偏見ニ囚ハレテ矯激ノ思想ニ惑ハス」とあるは吾れ人皆の注意すべき點で内閣諸公が茲に言及せる所以のものは「嚮フ所正ヲ履ミ、行フ所中ヲ執リ」との聖旨に循ひ奉らんとの意に出でたるのである、此は單に筆舌の上のことではない官民一途其の心を一にして實踐躬行すべき實務である、茲に於て慶應四年三月五條の御誓文が煥發せられた時に

臣等謹テ勅旨ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ甞勉從事冀クハ以テ宸襟ヲ安シ奉ランと總裁公卿諸侯の奉答の辭を追偲するを禁じ得ないものである。(四月三日記)